

案件名称：神川町犯罪被害者等支援条例の制定について（案）

1	意見募集期間	令和7年1月6日から2月4日まで		
2	意見提出者	町内に住所を有する者		
3	意見提出件数	2		
4	意見内容			
No.	提出された意見等	件数	実施機関の考え方	修正等の対応
1	添付書類は必要だが、幾つもの申請をしなくてはならない。	1	見舞金の支給について、県内の条例制定済み自治体の条例を参考にしながら、同様の手続きとなるよう努めております。	なし
2	条例の周知、啓発、理解を住民にお願いします。	1	条例制定後の周知啓発に努めてまいります。	-
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

案件名称：神川町犯罪被害者等支援条例の制定について（案）

1	意見募集期間	令和7年1月6日から2月4日まで		
2	意見提出者	前各号に掲げる者のほか、パブリック・コメント手続に係る事業に利害関係を有する者		
3	意見提出件数	3		
4	意見内容			
No.	提出された意見等	件数	実施機関の考え方	修正等の対応
1	神川町犯罪被害者等支援条例に「犯罪被害者等支援計画」を策定する旨の条文を入れてください。	1	現時点において、「犯罪被害者等支援計画」を制定する旨を条文に入れる予定はありませんが、庁内関係部署及び埼玉県警察等との連携を図りながら、被害者等に迅速かつ適切な支援ができるよう努めてまいります。	なし
2	条例制定後、具体的な施策を推進していく中で作成する文書に、犯罪による後遺症で高次脳機能障害が残った方への相談・支援について、漏れずにいれてください。	1	高次脳機能障害に限らず、被害者等が適切に相談・支援が受けられるよう、庁内関係部署と協力しながら、必要な情報提供を行ってまいります。	-
3	今後、具体的な施策を展開するなかで、神川町として犯罪被害者等に提供できる「被害者支援ノート」のような配布物を作っていたら嬉しく存じます。	1	庁内関係部署をはじめ、関係機関の相談窓口一覧を作成し、相談者の方へ配布できるよう、調整を図ってまいります。 また、埼玉県警察では、犯罪の被害者やそのご家族等が必要とする情報を掲載した「被害者の手引き（サポートブック）」を作成していることから、埼玉県警察との連携も図ってまいります。	-
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				